

職員の懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

役職及び年齢	住民サービス課主査 40代男性
事案の概要	令和5年5月から令和7年11月の間、住民サービス課で事務局を預かる3団体から複数回横領したこと及び、令和6年度から令和7年度にかけて、保育負担金等の算定業務においてシステムへの入力を怠ったことにより、対象者に対し保育料及び副食費の決定通知書及び納付書が発行されなかつたことによる処分。
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和8年1月20日

役職及び年齢	住民サービス課長 50代男性
事案の概要	管理監督者として事務局通帳印を管理する立場にありながら、通帳から引き出す際の関係書類等の未確認など管理体制の不備及び、保育負担金等の算定漏れを知りながらも、担当職員の事務未処理に対して対応を怠っていたことによる処分。
処分内容	減給10%（1か月）
処分年月日	令和8年1月20日